

【 7月の予定 】



- 9日(木)：にこにこサロン
「笑って学んで整える」 10:30～
- 20日(月)：中部地区高等学校解放研
リーダー研修会 兼
高校友の会夏期研修会 9:00～
- 23日(木)：にこにこサロン
「避難訓練他」 10:30～
- 30日(木)：久米中校区同研
現地研修会 8:15～

今月の人権カレンダー

- 7月10日～8月9日 鳥取県部落解放月間
7月1日～31日 社会を明るくする運動強調月間
- 1日 更生保護の日
 - 11日 第2回人権のために学ぶ同和教育講座
(テーマ:同和問題)
 - 26日 第3回人権のために学ぶ同和教育講座
(テーマ:外国にルーツを持つ人の人権)

はばたき人権文化センターだより

はばたき

発行:はばたき人権文化センター
住所:〒682-0872
倉吉市福吉町2丁目 1514-7
電話:0858-22-0232(FAX兼)
E-Mail:habataki@ncn-k.net

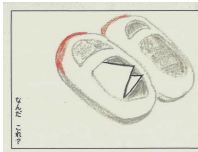


7月号 No.451 (2026年7月1日発行)

令和8年度 倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座のご案内
「人権絵本から学ぶ」

第2回

人権絵本ができたわけ ～S 地区差別投書事件から25年～
人権絵本が生まれたきっかけなどを学び、同和教育について
理解を深めます。



日時：令和8年7月11日(土) 13:30～15:00
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
講師：下吉 素子さん (倉吉市人権絵本作成委員会)

第3回

自分らしく生きる～ハンメと運動会 外国にルーツのある人の人権
人権絵本のモデルの親族で、作成に携わった方を講師に迎え、
実体験を通して在住外国人の人権についての理解を深めます。



日時：令和8年7月26日(日) 13:30～15:00
場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール
講師：李 隆司さん (上灘小学校教頭)

部落解放月間中の
講演会に、皆さん
参加しましょう！

生活で困っていることはありませんか？ ごはんを食べていますか？ 眠れていますか？
家族のこと・お金のこと・就職のこと・将来への不安など、どんなことでもどうぞ
悩んでいることがあれば1人で抱えこまずにご相談ください。相談された内容は
秘密厳守いたします。はばたき人権文化センターまでご相談ください。



差別落書きや差別発言などに遭遇
した場合は、倉吉市人権政策課、
又は、最寄りの人権文化センター
までご相談ください。

倉吉市市民生活部人権政策課 Tel0858-22-8130
はばたき人権文化センター Tel0858-22-0232

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

令和8年に76回目を迎える「社会を明るくする運動」は、すべての国民が
犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、
それぞれの立場において力を合わせ、新たな被害者も加害者も生まない
安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。



犯罪予防
活動

立ち直り
支援

第76回社会を明るくする運動の統一テーマは

「保護司をはじめとする更生保護ボランティアを広く知ってもらおう」です。

犯罪や非行をした人の立ち直りに向けた取組は、私たちが暮らす地域の中で行われています。
それに携わるボランティアの存在を地域の皆さんが理解することが、犯罪や非行のない地域づくりの力
になります。



【保護司】

- 立ち直りを一番近くで見守り、更生を後押しする
- 【更生保護女性会】
地域の子どもの見守りや食事支援などを実施
- 【BBS会】
保護観察中の少年の立ち直り・自己研鑽活動支援
- 【更生保護施設】
出所後帰る家のない方のための自立支援
- 【協力雇用主】
仕事を通じてやり直したい思いを長く見守る

更生保護は、国や地方公共団体も取り組んでいますが、それを社会の最前線で支えてくださっているのが、
保護司をはじめとする更生保護ボランティアの方々であり、地域社会に不可欠な「地域のチカラ」というべき存在
です。そのような更生保護ボランティアの方々の取組を知り、「更生保護」全体の取組についても理解を進め
ていきましょう。

(参考・引用 法務省 HP)



にこにこサロン 隔週 木曜日 10:30～

◆お住まいの地域関係なく、お気軽にお越しください◆

2026年度年間テーマ:集う・食べる・笑うは元気のもと! にこにこサロン

活動報告 ◆5月28日(木) 美化活動・ゴキブリだんごづくり

参加いただいた皆さんにセンター周辺の草取りなどに取り組んでいただいた後、ゴキブリだんごを作りました。おかげさまで見違えるようにきれいになりました。作ったゴキブリだんごはセンターや各家庭で害虫駆除に活躍してくれるでしょう。皆さん、暑い中本当にありがとうございました。



◆6月1日(木) ちまきづくり



旧暦端午の節句に合わせて、今では家庭で作ることも少なくなったちまきづくりをしました。みんなでおしゃべりを楽しみながら作ると、大量の作業もあったという間です。ちまきづくりを通じて季節や伝統を感じる時間になり、子どもの頃を思い出す素朴な懐かしい味を楽しみました。

◆7月9日(木) 笑って学んで整える(健康講話)



元消防署職員(救急救命士)で、現在は整体を通じ身体の整えに取り組む傍ら、落語(芸名:ペンぎん家吾楽)や健康講話など各方面で幅広く活躍されている「整体・楽健法ペンぎんや。」オーナーで、倉吉市スポーツ推進委員でもある香川卓也さんを講師にお迎えします。椅子に座ったままでもできる運動や健康についての学びを、笑えるお話を交えながら楽しく指導していただきます。自分で自分の身体を守る知識を学んで、夏を乗り切りましょう。

※各自フェイスタオル1枚ご持参ください。

★事前申込不要 参加費200円(昼食代) 会場: はばたき人権文化センター

◆7月23日(木) 避難訓練&作品づくり(話し合い)

万一のための避難訓練を実施し、解放文化祭に向けた作品作りについて皆さんの意見や要望を聞きながら、話し合っ決めていきます。

★事前申込不要 参加費200円(昼食代) 会場: はばたき人権文化センター



6月20日(土) 子ども料理教室を開催しました!

今年度の目的(テーマ)
「食」-命を守る

ハンバーガー美味しかった!



今年度第1回目となる子ども料理教室は、幼児から大人まで23名の参加をいただき大盛況となりました。ホイルを使って目玉焼きのリング型を作ったり、袋に入れた肉をこねて成形したりと、グループで協力して進めました。最後に具材を思い思いに挟んだ「自分だけの特製ハンバーガー」が完成しました。飲み物はシロップと炭酸水でソーダを作り、市販のいちご味の氷シロップにはいちごが全く使われていないことや、舌がどうして真っ赤になるのかを学習しました。自分たちで作ったハンバーガーやソーダを美味しく食べた後は、JA様から寄贈いただいたすいかにかぶりつき、子どもも大人も大満足!とてもにぎやかな料理教室になりました。
※次回は夏休み中を予定しています。



~誰もが自分らしく生きられる社会へ~

7月10日から8月9日は「部落解放月間」です

鳥取県では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を目指し、毎年7月10日から8月9日までを「部落解放月間」と定めています。

この月間は、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」施行を記念して制定されました。平成28(2016)年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、今なお差別が存在し、情報化の進展により状況が変化していることが明記されました。差別は決して許されないものであるという認識のもと、一人ひとりがこの問題を自らの課題として捉えることが求められています。

姿を変えて残る差別の現実

現代の部落差別は、かつてのようなあからさまな形だけでなく、より見えにくい形でも現れています。

身元調査と戸籍・住民票の不正取得

相手に気づかれないよう出生や経歴を調べる行為は、重大な人権侵害です。鳥取県では、こうした行為を防止するため、「身元調査お断り運動」を推進するとともに、第三者への戸籍・住民票交付を本人に知らせる「本人通知制度」を全市町村で導入しています。

インターネット上の人権侵害

近年、SNSや掲示板で特定の地域が同和地区であると指摘する「識別情報の摘示」や、偏見を助長する書き込みが深刻な問題となっています。鳥取県では「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正して、投稿等の削除命令、命令に従わない場合の罰則等の規定を新たに設けました。

鳥取県人権意識調査より

令和7年度に鳥取県が行った「鳥取県人権意識調査」では、同和問題の現実や「身元調査」の問題性などが正しく理解されていないこと、また「身元調査」の問題についての認識は不十分であり、結婚差別及び土地差別の問題と身元調査との関係を正しく理解しているとは言えないことがわかりました。

鳥取県内での主な取り組み ~地域と歩む啓発~

期間中には県内各市町村で講演会や研修会なども開催され、部落差別の現状や課題について正しく学べる環境を整えます。詳しくは「鳥取県:部落解放月間」のページをご確認ください。→→→



差別をなくすためには、 私たち一人ひとりの行動が不可欠です。

正しい情報の見極め

インターネット上の根拠のない情報を安易に信じず、法務省や県などの公的機関が発信する信頼できる情報を確認しましょう。

人権侵害をしないための知識

正しく適切な判断ができる知識を持つことが大切です。正しい知識は、誤った情報に惑わされず人権の侵害を防ぐことができます。

人権感覚を身につけましょう

人権感覚とは、「自分も他人も大切にされるべきだ」と感じ、気持ちや権利に配慮して行動できる感覚のことです。日常のあらゆる場面で、人権が大切にされているか考えることや間違っていることに対しては自分の考えも伝えてみるなどの行動で高めることができます。



部落解放月間 7月10日(日)～8月9日(日)

入場無料 事前申込不要

ひとりぼっちのいない町をつくる
子どもが夢を語りやすい「みんなの心」の輪をつくる

7月31日(金) 13:30～15:30

とろぎん文化会館 第1会議室
(鳥取県鳥取市101-5)
※入場無料(予約不要)

講師 岡本 工介 さん
鳥取県人権啓発員

お問い合わせ先: 鳥取県人権啓発員事務局(人権・同和対策課) TEL:0857-26-7974 FAX:0857-26-8138

(参考:鳥取県 部落解放月間のページ他)